

徳島県規則第四十五号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百二十二条第一項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

第一順位 副知事 熊谷幸三

第二順位 副知事 海野修司

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。